

諮問日：平成29年9月25日（平成29年度（情）諮問第13号）

答申日：平成30年2月23日（平成29年度（情）答申第19号）

件名：旭川地方裁判所における，成年後見制度の鑑定を省略することができる書類
について記載された文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「家庭裁判所で行う成年後見制度の鑑定において，提出された場合は鑑定を省略する事が可能とできる様な書類について記載された文書（名称不明）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，旭川地方裁判所長が，本件開示申出文書は，作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，旭川地方裁判所長が平成29年8月10日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

旭川地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がインターネット上で公開している「鑑定手続について，ご協力の依頼」という文書や，それ以外の成年被後見人の認定に用いる書類が記載された文書が開示されるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 家庭裁判所は，成年被後見人となるべき者の精神の状況について鑑定をしなければ，後見開始の審判をすることができないが，明らかにその必要がないと認めるときは，この限りでない（家事事件手続法119条1項）。このように，後見開始の審判をするに当たって鑑定を行うか否かについては，家庭裁判所の

裁判官の判断に委ねられており、鑑定を行うか否かを判断するために必要な書類等についても、裁判官の判断によることになる。

したがって、成年被後見人となるべき者の精神上的障害の程度に関する一定の内容の記載がある書類が「提出された場合は、鑑定を略することができる」文書は、作成し、又は取得していない。

- 2 原判断庁がインターネット上で公開している「鑑定手続について、ご協力の依頼」という文書には、「診断書の記載が次のいずれかに該当する場合、鑑定を実施しないことが多い」とした上で、一定の状況が挙げられている。しかし、当該文書は、「鑑定の可否については、申立てを受け付けた後に、家庭裁判所が個別に判断しております」と記載しており、鑑定の可否が家庭裁判所の判断事項であることを前提としている。すなわち、当該文書に記載されているような診断書の提出のみで鑑定を略することができるとしているのではなく、診断書の記載内容等を踏まえて、家庭裁判所が個別に鑑定を略するのが相当と判断した場合にのみ、鑑定を略することができる」と説明しているにすぎない。

したがって、当該文書は、本件開示申出文書には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 平成30年1月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容からすれば、苦情申出人は、家庭裁判所が後見開始の審判をするに当たって鑑定を行うか否かに関して、特定の書類が提出された場合には鑑定を省略することができること及びその該当書類について記載された文書の開示を求めているものと解される。最高裁判所

事務総長の上記説明によれば、家庭裁判所が後見開始の審判をするに当たって鑑定を行うか否かは裁判官の判断に委ねられており、特定の書類が提出された場合には鑑定を省略することができること及びその該当書類について記載された文書は存在しないから、本件開示申出文書に該当する文書は、作成し、又は取得していないとのことであり、このような説明の内容が不合理とはいえない。

この点について、苦情申出人は、原判断庁がインターネット上に公開している「鑑定手続について、ご協力の依頼」と題する文書を根拠として、当該文書が開示されるべきであるなどと主張するが、当該文書の記載内容は、鑑定の要否については家庭裁判所の判断事項であることを前提としたものであると認められることからすれば、当該文書は本件開示申出文書に該当しないものと認められる。

したがって、原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、原判断庁において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人